

## 練馬区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月練馬区条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、つぎに掲げるものとする。

(1) つぎに掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋または掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、つぎに掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。）

とする。

(1) つぎに掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損（以下この条において「漏えい等」と

いう。)が発生し、または発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、つぎに定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、つぎに掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、つぎのとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名

加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて1の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、またはその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、つぎに掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、つぎに掲げる個人情報ファイルとする。

(1) つぎに掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与ま

たは報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの  
(アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員または当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被扶養者  
または遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項の書面は、開示請求書(第1号様式)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項または第39条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、つぎの各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に

関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が相当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この項および次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が相当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項または第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、または提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、つぎに掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規

定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数および送付に要する費用

(開示決定通知書等)

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（第2号様式）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（第4号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（第7号様式）とする。

3 条例第27条第1項または第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（第8号様式）とする。

4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、つぎに掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、つぎに掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項



(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第9号様式）とする。

(電磁的記録に係る開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、つぎに掲げる方法とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声または映像が記録された電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴（当該電磁的記録を処理装置または専用機器により複製したものの交付の方法により開示することが容易であるときは当該方法）

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧または交付

(3) 前2号に掲げるもののほか、電磁的記録を議長が別に定める閲覧用電子ファイルの形式に変換したものの閲覧または交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を処理装置または専用機器により再生したものの視聴またはフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であり、かつ、当該電磁的記録（当該電磁的記録の属性情報を含む。）に条例第20条に規定する不開示情報が含まれていないときは、当該電磁的記録の視聴または当該複製したものの交付の方法とすることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、つぎに掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨および当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨および当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示

の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項の書面は、訂正請求書（第10号様式）によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書（第11号様式）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（第12号様式）とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（第13号様式）とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（第14号様式）とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第15号様式）とする。

(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項の書面は、利用停止請求書（第16号様式）によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（第17号様式）とする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（第18号様式）とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第19号様式）とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（第20号様式）とする。

(諮問をした旨の通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第21号様式）により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第28条 条例第51条の規定により公表する事項は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有の状況
- (2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況
- (3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用および提供の状況
- (4) 個人情報に関する不適切な事務処理の状況
- (5) 開示請求等の処理状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 条例第51条の規定による公表は、毎年6月に行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「練馬区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月練馬区議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

受付番号	第	号
------	---	---

開示請求書

年 月 日

練馬区議会議長 宛て

(ふりがな)  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所または居所  
〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

請求しようとする個人情報が特定できるように以下に具体的に記載してください。

2 開示の実施方法

以下のうち、希望する方法に○印を付してください。

ア 窓口での閲覧  
イ 窓口での写しの交付  
ウ 郵送での写しの交付  
エ その他 ( )

3 請求の趣旨および理由【本欄の記載は任意です。】

以下に記載してください。

4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類  
運転免許証 健康保険被保険者証  
個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

【この欄は法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

ウ 本人の状況等

(ア) 本人の状況 未成年者(      年      月      日生)

成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所または居所 \_\_\_\_\_

【この欄は法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

エ つぎのいずれかの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本

登記事項証明書

その他(                                      )

【この欄は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。】

オ つぎの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 委任状

その他(                                      )

受付番号	第	号
------	---	---

第 号  
年 月 日

様

練馬区議会議長

### 開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法

<本件連絡先>

(担当者名)

(電話)

受付番号	第	号
------	---	---

第 年 月 日

様

練馬区議会議長

### 開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

（担当者名）  
（電話）



第4号様式（第13条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

第 年 月 日

様

練馬区議会議長

### 開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

（担当者名）  
（電話）

第5号様式（第14条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

第 年 月 日

様

練馬区議会議長

### 開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、つぎに掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

(担当者名)

(電話)

第 年 月 日 号

様

練馬区議会議長

### 第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

(担当者名)  
(電話)

様

練馬区議会議長

### 第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

(担当者名)  
(電話)

第三者開示決定等意見書

年 月 日

練馬区議会議長 宛て

(ふりがな)  
氏名または名称  
\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所または居所  
\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様

練馬区議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定したので、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

（担当者名）

（電話）

受付番号	第	号
------	---	---

訂正請求書

年 月 日

練馬区議会議長 宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨および理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

【この欄は法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

3 本人の状況等

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）

成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名\_\_\_\_\_

ウ 本人の住所または居所\_\_\_\_\_

【この欄は法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

4 つぎのいずれかの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本

登記事項証明書

その他（ ）

【この欄は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。】

5 つぎの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 委任状

その他（ ）



受付番号	第	号
	第	号
	年	月
		日

様

練馬区議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容および理由	(訂正内容) (訂正理由)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
(担当者名)

(電話)

受付番号	第	号
------	---	---

第 号  
年 月 日

様

練馬区議会議長

### 訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正をしない旨の決定をしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

（担当者名）  
（電話）

第13号様式（第20条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

第 号  
年 月 日

様

練馬区議会議長

### 訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

（担当者名）  
（電話）

第14号様式（第21条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

第 号  
年 月 日

様

練馬区議会議長

### 訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

(担当者名)  
(電話)

様

練馬区議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している下記の保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第33条の規定に基づき、下記のとおり訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 および理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>

(担当者名)

(電話)

受付番号	第	号
------	---	---

利用停止請求書

年 月 日

練馬区議会議長 宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨 および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

【この欄は法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

3 本人の状況等

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生）

成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名\_\_\_\_\_

ウ 本人の住所または居所\_\_\_\_\_

【この欄は法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。】

4 つぎのいずれかの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本

登記事項証明書

その他（ ）

【この欄は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。】

5 つぎの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 委任状

その他（ ）

受付番号	第	号
------	---	---

第 号  
年 月 日

様

練馬区議会議長

### 利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容および理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

(担当者名)  
(電話)



受付番号	第	号
------	---	---

第 号  
年 月 日

様

練馬区議会議長

### 利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止をしない旨の決定をしたので通知します。

#### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

（担当者名）

（電話）

受付番号	第	号
------	---	---

第 年 月 日

様

練馬区議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

(担当者名)  
(電話)

第20号様式（第26条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

第 年 月 日

様

練馬区議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、練馬区議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

(担当者名)  
(電話)

様

練馬区議会議長

審査会諮問通知書

年 月 日付けの練馬区議会議長の決定に対する審査請求について、練馬区議会の個人情報  
の保護に関する条例第45条第2項の規定に基づき、下記のとおり練馬区情報公開および個人情報  
保護審査会に諮問しましたので、通知します。

記

審査請求の受付 年月日	年 月 日
審査請求のあった開 示等の決定内容	年 月 日付け 第 号で決定通知した、 に対する
審査請求の内容	
諮問した年月日	年 月 日付け 諮問第 号
備考	

<本件連絡先>

(担当者名)  
(電話)